

## 第5節 労働組合の資格審査

令和7年中に申請のあった労働組合の資格審査は4件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が2件、「法人登記」が1件、「労働者委員候補者推薦」が1件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し11件を含めた15件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合と決定されたものは3件で、取下げは3件、9件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

### 第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年	3年	4年	5年	6年	7年
	不当労働行為救済申立て		3	6	5	1
法人登記			8	1	1	1
労働者供給事業						
労働者委員候補者推薦		1	6		6	1
合計		4	20	6	8	4

### 第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	7年			
		適合	不適合	取下げ等	計
不当労働行為救済申立て		1 (1)		2 (2)	3 (3)
法人登記		1 (1)		1	2 (1)
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦		1			1
合計		3 (2)	0	3 (2)	6 (4)

(注)・( )は前年からの繰越しであり、内数である。